

● 「月見町新川町通り」に建築行為等を行うときは？

この基準をみんなが守ることで、月見町新川町通り独自の景観が創られます。無秩序に行為が行われないように、以下の手順で、建築計画を進めましょう。

■ 届出対象規模の一覧

届出対象行為		届出を要しない規模	事前協議を要する規模	
建築物	新築 改築 増築 移転	床面積の合計10㎡以下	(重点地区特定行為) 高さ13m超 または 建築面積1,000㎡超	
	外壁の模様替え 色彩の変更	模様替え等の面積の合計が10㎡以下		
工作物	(1) 擁壁、垣、さく、塀類	新築	高さ1.5m以下	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2)コン柱、鉄柱、木柱類	改築	高さ5m以下	
	(3)煙突、排気塔類	増築		
	(4)電波塔、物見塔類	移転	高さ5m以下かつ表示面積の合計5㎡以下	
	(5)電線路等の支持物	外壁の模様替え		
	(6)広告塔、広告板類	色彩の変更	高さ5m以下かつ築造面積の合計10㎡以下	
	(7)高架水槽、冷却塔類、パナソニック類	新築		
	(8)観覧車等の遊技施設類	改築	模様替え等の面積の合計が10㎡以下	
	(9)コンクリートプラント等の製造施設類	増築		
	(10)立体駐車場	移転	面積300㎡以下かつ法面1.5m以下 土地の区画形質の変更に同じ	
	(11)石油、ガス等の貯蔵施設	外壁の模様替え 色彩の変更		
	(12)ごみ処理・屎尿処理施設類			
	(13)彫像、記念碑等			
土地の区画形質の変更(水面の埋め立て又は干拓を含む)		面積300㎡以下かつ法面1.5m以下		
鉱物の採掘又は土砂類の採取		土地の区画形質の変更に同じ		
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5m以下勝面積100㎡以下		
木竹の伐採		高さ10m以下かつ伐採面積300㎡以下		

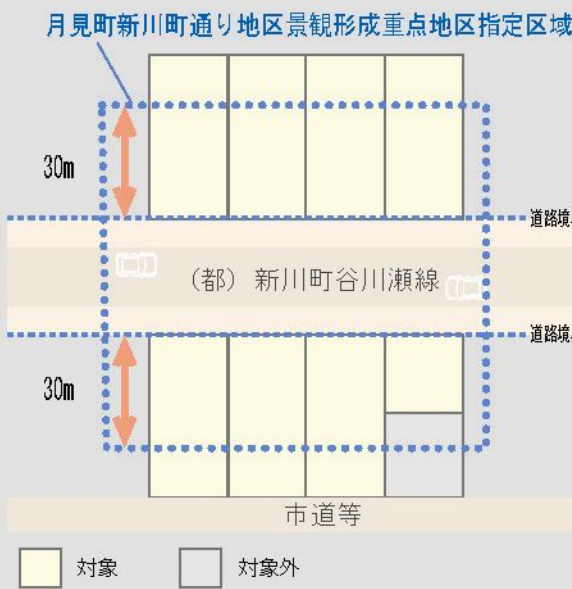
※適用除外行為については、都市建設部都市計画課景観係もしくは「いわき市の景観を守り育て創造する条例」をご参照下さい

■ 届出の流れ



■ 対象となる敷地・建築物等

区域の指定は、（都）新川町谷川瀬線の用地境界から両側30mの範囲とします。ただし、（都）新川町谷川瀬線に接していない敷地（下図の□部分）は除きます。



景観形成重点地区指定に関するお問い合わせは、いわき市都市建設部都市計画課まで

〒970-8686

福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市都市建設部都市計画課

tel:0246-22-7512 fax:0246-24-4306

URL: <http://www.city.iwaki.fukushima.jp>

月見町新川町景観形成基本計画 景観形成基準ガイドブック



● 月見町・新川町通りの「景観形成テーマ」

まちの景観をつくる「まちの素（もと）」を見つけよう

昔はどんなまちだったの？

江戸時代は、旧新川(現在の新川公園)までが南限で、当時の月見町・新川町通りは、小名浜から平の本町通りに海産物を運ぶ荷車が通った通りとしての歴史があるだけでした。明治後期～昭和時代にかけて大型事業所が点在、狭い通り沿いに商店や共同住宅が混在するようになりました。

今は何がある？何が見える？

郊外型市街地に位置する当該地区は、通りの中心にある大型商業施設により増加した歩行者と車、沿道に建設される高層マンション等、商と住の混在が進んでいます。一方で旧新川が暗渠化された緑地公園や、河床に遊歩道ができるなど、2つの新川がまちの景観に影響を与えています。

まちの素

もともとあったもの = 新川の歴史

もともとあったものの一つに新川があります。その中にこの通りらしさやまちを成長させるエネルギーがあるはず。もともとあったもの、大切にしてきたもの、なくしたくないものを根っこにした発想が、魅力と個性を引き出します。

これからつくりたいもの = 楽しいまち暮らし

まちはどんどん新しい空気を吸収しながら変化を続けます。そのためには『今』を実感できる環境と活気がまちに必要です。商うだけや住むだけのまちではない、いろんなこと、人、ものとお出合える仕掛けが、このまちに求められています。

(コンセプト)

緑と活気あふれる散歩道

(テーマ)



～第3の新川づくり～

「川」は魅力あるまちなみと人の流れ、「月」は月明かりを活用した魅力づけや「ひかりや影」による景観形成を示しています。

● 月見町・新川町通りの景観をつくる基本方針

- 建物と道路が空間的に繋がりをもち、一体となった景観を創ります。
- 店先や庭先空間を工夫し、光と影による柔らかな景観を創ります。
- 景観の主役である「人の活動」を引き立てる場や景観形成に努めます。

● 月見町・新川町通りの景観をつくる具体的な方策

- 祭りや伝統的な祭事などを景観形成に活かします。
- 蔵や社など古い資産を景観形成に活かします。
- まちかどには人溜まりができる空間を整備します。
- 新川緑地や川辺との景観的な連続性に配慮します。
- 景観形成の維持管理に住民が率先して取り組みます。
- 風紀を乱すような店舗は建設しません。

月見町・新川町通りの景観づくりのため、景観形成基準を進めます。